

第 1 期中期目標期間に係る積立金繰越の承認に関する意見について

1 概要

地方独立行政法人法（以下、法）第 40 条第 4 項の規定により、法人は、中期目標期間の最後の事業年度に係る整理（利益又は欠損に関する整理）を行った後、積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標期間の次の中期目標期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標期間における業務の財源に充てることができる、とされている。

法第 40 条第 5 項に基づき、県が行う積立金繰越の承認に先立ち、評価委員会の意見を聴く。

2 第 1 期積立金の第 2 期への繰越金の概要

(1) 病院機構の申請内容

① 積立金額

H26 年度末残高 11,940,519 円

② 承認を受けようとする額

11,940,519 円

全額を繰越し、病院等運営費に充てる。（積立金として繰越し、損失に備える）

(2) 県の処理案

- ・病院機構の申請を承認する
- ・理由：

機構の自己資本比率は H26 年度末時点で 0.9% と極めて低いため、積立金として繰越し、自己資本比率の改善を図ることが適当と考えられるため。

3 その他

第 2 期中期計画の積立金の処分に関する計画が「なし」であることについて、総務省に照会した結果、知事が認可した中期計画の「予算、収支計画及び資金計画」に積立金の処分についても含まれていると判断すれば、法第 40 条第 4 項の手続を行うことは可能であることから、今回申請に基づく処理を行う。

(参考)

○地方独立行政法人法（抄）

（利益及び損失の処理等）

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(案)

平成 27 年 (2015 年) 7 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会

委員長 小宮山 淳

意 見 書

地方独立行政法人長野立病院機構の第 2 期中期目標期間 (平成 27 年度～平成 31 年度) の業務の財源に充当する積立金に関する知事の承認について、地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という) 第 40 条第 5 項の規定に基づく地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

--

以上